

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例に対する
パブリックコメント実施結果について

1 概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について
意見の募集期間	平成26年6月19日（木）～平成26年7月18日（金）
意見募集した条例案	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」 ・「(仮称) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」 ・「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」 ・「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 <p style="text-align: center;">※条例の一部改正</p>
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより6/21号、川崎市ホームページ、情報プラザ、市民館、各区役所（市政資料コーナー）、各児童福祉施設へのチラシ掲示、事業者・施設長（認定こども園・幼稚園・保育所・認可外保育施設）への説明会及び意見書配布
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー） 市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当、市民・こども局こども本部子育て施策部こども企画課、市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課

3 パブリックコメントの手続きで寄せられた意見について（内訳）

意見提出数（意見件数）	65通（248件）
内訳	
電子メール	29通（111件）
FAX	34通（133件）
郵送	1通（2件）
直接	1通（2件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、基準の趣旨に沿った御意見のほか、質問・要望等について御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、条例(案)の趣旨に沿った意見や、施策の展開の参考とすべき御意見であったことから、今後の事業推進に生かすものとし、案のとおり条例制定の手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が条例で制定する基準に沿った意見であるもの
- C 御意見の趣旨を、今後の施策の展開の参考とさせていただくもの
- D 条例で制定する基準や施策に対する要望の意見であり、提案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
子ども・子育て支援新制度全般に関する こと	85	0	0	0	15	70
基準条例に関する こと	95	0	10	63	22	0
基準条例全般に関する こと	63	0	2	51	10	0
「(仮称)川崎市幼保連携型認定こ ども園の学級の編制、職員、設備 及び運営の基準に関する条例」に 関すること	11	0	1	10	0	0
「(仮称)川崎市家庭的保育事業等 の設備及び運営の基準に関する条 例」に関する こと	20	0	7	2	11	0
「(仮称)川崎市特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業の運営 の基準に関する条例」に関する こと	0	0	0	0	0	0
「川崎市児童福祉施設の設備及び 運営の基準に関する条例」に関す ること	1	0	0	0	1	0
その他の意見等	68	0	0	0	9	59
合 計	248	0	10	63	46	129

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（１）子ども・子育て支援新制度全般に関すること

番号	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	育児休業中の継続利用について、利用可能期間の短縮を検討していると聞いたが反対である。(計1件)	利用可能期間につきましては、現行通りの扱いを基本として定める予定です。	D
2	現在認可外保育施設として運営している施設が、新制度では小規模保育等認可施設に移行することから、転園希望の取扱いに配慮してほしい。(計1件)	現在、川崎認定保育園等の認可外保育施設として運営し、新制度の小規模保育に移行する施設については、その利用者の皆様の対応を検討しているところです。その扱いに関しては決定次第、対象となる施設を利用している方にお知らせしてまいります。	D
3	育児休業中にいったん退園となると、子ども同士の関係性も一旦絶たれてしまう。初めから手続きとなると大変。(計1件)	子ども・子育て支援新制度においては、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が「保育を必要とする」事由として明文化されました。それを受け、本市としても、この事由を適用する方向で検討を進めているところです。	D
4	利用調整の際に、児童の発達状況や特性、保護者の要望を十分に把握してほしい。単なる人数調整ではなく、保育園の規模や実情を鑑みた調整を希望する。(計1件)	保育所等の利用相談に際しましては、各保育施設の特徴等を丁寧に説明し保護者の施設の選択を支援し、利用調整に際しましては、保護者の希望を踏まえ、調整してまいります。	D
5	保護者と施設との直接契約になるとのことだが、保育所の広域利用については現行どおりとなるのか不明である。また、利用を断られた場合などは、別の施設を紹介してもらえるのか。(2件)	広域利用については、現行の取り扱いを前提とし、保育認定については、当面の間は市町村が利用調整をすることとされていますので、区役所等の窓口でご相談ください。	D
6	保護者と施設との契約内容や詳細について、具体的な検討を行うべきではないか。(計1件)	施設と利用者との間で締結すべき契約に必要な事項等は、本市においても今後検討し、手引き等でお知らせしていきたいと考えているところです。	D
7	利用調整のプロセスはどのようになるのか。複数施設に直接出向いて申込みをするのか。(計1件)	保育認定については、当面の間は市町村が利用調整をすることとされていますので、区役所等の窓口で申請ください。	D
8	親の勤務状況に応じて保育時間が変動するのは、児童・施設双方にとって障害になる。再検討願いたい。(計2件)	保育短時間認定の時間設定については、各施設が定める予定ですが、本市としても保育に影響の出ないよう、一定の時間帯の目安を設定する予定です。	D
9	新制度によって、利用調整基準等が悪くなることのないようにしていただきたい。(計1件)	本市の利用調整基準につきましては、国から示された新たな優先利用項目を追加するとともに、これまでに市民の皆様からいただいた御意見も踏まえ、必要な見直しを実施してまいります。	D

10	小規模施設や認可基準を満たさない施設を増やすのではなく、認可保育所を増やしてほしい。(計3件)	家庭的保育事業等は、3歳未満のお子さんを家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育の提供を目指すものでございます。一方、0歳から就学前のお子さんを保育する認可保育所の整備も行ってまいりますので、保護者の選択により利用していただきたいと考えています。	D
11	3歳未満の保育所を増やすとあるが、子どもによっては3歳での転園が大きな心理的負担となる場合もある。0～5歳児まで利用できる保育所を増やしてほしい。(計1件)		D
12	利用者負担を可能な限り早期に提示すること及び意見募集の場を設けることを要望する。また、現行制度以上の負担とならないよう、利用者・関係者に十分なヒアリングをしたうえで制度を検討してほしい。(計17件)	利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として市町村が設定します。 本市における具体的な利用料(保育料)については、検討の上、お知らせしたいと考えております。	E
13	現状の保育士や幼稚園教諭に対する処遇は不適切。また、消費税が増税される中、国の示す3%の処遇改善だけでは不十分である。更なる処遇改善により、子どもたちを預ける現場を豊かなものにしていくことを期待する。(計1件)	保育士や幼稚園教諭の処遇改善については、本市の公定価格の設定作業の中で、併せて検討してまいります。	E
14	障害児や生活保護世帯等の受け入れについて施設に十分な補助金を出し、人件費のかかる子どもや低所得者層が排除されることのないよう配慮してほしい。(計3件)	障害児保育の充実については、公定価格に関連して検討してまいります。なお、新制度において、低所得者が排除されるということはありません。	E
15	現行どおり、給食費の実費負担や上乗せ徴収はせず、必要な経費は予算化してほしい。(計11件)	新制度では、保育料は国が定める水準を上限として本市が今後設定してまいります。市が定める保育料に加えて、使途や金額等を明示の上、施設が上乗せ徴収することが認められています。	E
16	保育所を運営する法人の金銭的負担を増やさないでください。(計2件)	保育所の運営費については、消費税の引上げに伴い、質の改善が図られることとなっており、運営法人の金銭的負担が増えるようなことは想定されておりません。	E
17	延長保育料について、現行基準又は人数に応じて見直した基準を条例に盛り込んでほしい。(計2件)	子ども・子育て支援新制度に伴い延長保育事業について見直しを検討しております。補助事業の位置づけですので、現行通り要綱で定め実施してまいります。	E
18	定員を充足していない場合でも十分な職員配置が可能となるよう必要な補助金制度を構築してほしい。(計1件)	運営費は、保育を提供した対価でございますので、利用児童数に応じた支弁が基本であると考えています。	E
19	保育料についてはなるべく現行どおりとしてほしい。変更するのであれば、現行よりも保護者負担を少なくしてほしい。(計3件)	利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として市町村が設定します。 本市における具体的な利用料(保育料)については、検討の上、お知らせしたいと考えております。	E

20	短時間認定の世帯が延長保育を利用した場合、標準時間認定の世帯よりも負担額が大きくなると聞いた。本当であるならば是正を求める。(計1件)	国基準保育料において、保育短時間認定の保育料は、保育標準時間認定の保育料よりも1.7%安く設定されており、本市においても検討を進めているところです。保育短時間認定の場合の一日の利用上限は8時間であり、それを超える部分においては延長料金がかかる考え方です。保育の必要量については、世帯の就労状況をしっかりと反映した認定をしております。	E
21	国の公定価格の設定に併せ、公定価格と市単補助の合算が現行制度から10%加算されるようお願いしたい。(計6件)	国の公定価格の設定においては、消費税が10%に引上げられ、平成29年度に消費税増収額が満年度化した段階で、約10%の運営費の充実に図られるとされています。また、その内訳中には、現行、補助事業として行われている開所時間延長促進事業や保育士等処遇改善臨時特例事業などへの財源の移行も見込まれているため、国の公定価格と他の補助事業の合算が単純に10%増となるものではありません。	E
22	小規模保育事業について、調理員の雇用(常勤又は2名の非常勤)、賃借料、11時間開所に対する加算をお願いしたい。(計1件)	小規模保育事業の公定価格に対する市の考え方については、平成27年度予算編成の中で検討してまいりたいと考えています。	E
23	延長保育については現行制度を継続するのか。継続する場合、延長保育時間についても現行どおりとしてもらいたい。また、条例に延長保育の記載を追記してほしい。(計2件)	本市においても、延長保育事業は引き続き行っていく予定です。また、施設ごとの開所時間を現状よりも短くしていく想定はありません。なお、延長保育事業については、条例ではなく、現行どおり要綱により実施してまいります。	E
24	今後追加される条例や条例に含まれない制度についても、HPに資料を掲載するだけでなく、説明会等を開催してほしい。(計1件)	今後制定する条例や条例に含まれない制度についても、HPに資料を掲載するだけでなく、各々の機会を通じて利用者や事業者の方に向けて説明してまいります。	E
25	現在は、「子ども・子育て会議」において試行錯誤しながら新制度の設計を行っている段階だが、現場の声を施策に反映することが不可欠と考える。より多く、意見を具申する場を設けていただきたい。(計6件)	今後においても、適宜説明会等により、利用者・事業者の方への制度に関する情報の発信と共有を図るとともに、さらなる御意見をいただく機会を設けてまいります。	E
26	現に認可を受けていて、みなし確認を受ける際に面積基準が国の基準をクリアしていない場合には、みなし確認できないことがあるか。(計1件)	現行の認可施設については、現行の認可基準を満たしていることから、新制度への移行に向けたみなし確認ができないという事態は想定しておりません。	E
27	給付制度を受ける幼稚園、保育園、認定こども園の事業者に対して、同時に説明会を行っていただきたい。各施設類型の変更点・問題点等、監査も含めた合同説明会が必要と思われる。(計1件)	各施設類型の変更点等については、異なる種類の施設・事業に対しても、必要に応じて説明会等で御説明しているところです。	E

28	幼稚園と保育園の利用者のニーズは異なる。統一する困難だし必要もない。子どもに余計な負担を背負わせることになると思う。(計4件)	認定こども園は、幼稚園と保育所の特長を併せ持つ施設であり、質の高い学校教育・保育を総合的に提供することができることから、必要性は高いものと考えております。	E
29	利用者、関係者への説明や賛同が得られるような背景が整っていないのではないか。無理に施行に踏み切るのではなく、準備態勢を取ってから進めていただきたい。(計2件)	平成27年度からスタートする新制度への円滑な移行に向け、今後とも準備作業を進めるとともに、利用者・事業者の方々に対しても十分な説明と情報の発信を行ってまいります。	E
30	新制度について、変更点等をわかりやすくまとめた資料等を作成してほしい。(計1件)	本市では、新制度の概要や現行制度との変更点等をまとめたリーフレット「子ども・子育て支援新制度がはじまります！」を作成し、各区役所等で配布するとともに、市ホームページでも御覧になれるようにしております。	E
31	共働き世帯への対応だけのために7,000億円もの公費を投入することに違和感を覚える。こども園の創設により、幼稚園への補助金が減り、存在が危ぶまれるのではないかと不安である。(計1件)	子ども・子育て支援新制度は、保育の必要性の有無にかかわらず、全ての子どもに対しての制度であり、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度となっております。	E
32	新制度に移行する施設、しない施設の両方に平等に給付や支援を提供する必要があると考える。(計1件)	新制度に移行しない施設には、従来どおりの補助が継続され、新制度に移行した園とともに、幼児教育の質の改善を目指していこうという考えは変わりません。	E
33	新制度では、保護者が子どもとのかかわりを少なくすることのメリットが強調されていると感じる。(計1件)	新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としています。	E
34	小規模保育事業は、地域の子育て支援のため、悩み・相談の受入れ、施設の開放、一時保育等、地域の子育て世帯への柔軟な対応を行える事業としてほしい。(計1件)	小規模保育事業におきましても、その保育の特徴を生かし、多様なニーズへの対応を検討してまいりたいと考えています。	E

(2) 基準条例に関すること

ア 条例案全般に関すること

35	現行制度の保育時間を継続し、正規職員による時差勤務体制を維持してほしい。(計1件)	保育時間については、多様な就労実態や通勤事情等を踏まえ、保育の必要性が認定された時間について確実に保育を提供できるよう、条例で定めてまいります。	B
36	国の示す新制度を実現するには、資格の有無を基準に定めるだけでなく、保育士や幼稚園教諭の質の向上を図ることが必要。(計1件)	国においては、新制度でいう「量的拡充」と「質の改善」を実現するために、消費税率の引き上げによる増収分の一部が充てられるとされ、新制度による「質の改善」として、職員の処遇改善や研修体制の充実などについて示していることから、本市でも同様の対応をしてまいりたいと考えています。	B
37	現行制度の職員配置基準を維持又は向上したうえで、条例に盛り込んでほしい。また、看護師や栄養士等の配置基準も充実し、分業を徹底することで、保育士が余裕を持って保育に専念できるような体制を整備してほしい。(計36件)	この条例での基準は、最低基準を定めるものであり、最低基準を超えて設備及び運営の努めることは、国が定める基準にも示されております。保育士の配置についても、適正な職員配置ができるよう対応してまいりたいと考えております。	C
38	子ども・子育て支援新制度に対する川崎市としての方向性が明確にされていないことは、保育関係事業者にとって大きな不安材料である。児童虐待の問題や障害児の対策・対応なども踏まえて関係条例の制定をお願いしたい。(計7件)	本市といたしましても、子ども・子育て支援法で示されております子育て支援の内容及び水準が、「全ての子どもが健やかに成長するように、良質かつ適切なものでなければならない。」とされていることから、児童の健やかな育成の保障を目的として取り組んでまいりたいと考えております。	C
39	児童一人当たりの面積基準については、待機児童対策と既存施設の活用を考慮したものと思われるが、待機児童が解消された場合には改めて基準の検討をお願いしたい。(計7件)	児童一人当たりの面積基準については、新設・既存の別を問わず、より広い面積とすることが、保育環境の充実の観点からは好ましいことと考えられますので、待機児童が解消され、それが継続的な状況となった場合には、経過措置を解消する必要があると考えております。	C
40	有資格者による保育を行ってほしい。(計1件)	職員の資格及び配置については、国の基準に従うべき基準であり、本市におきましても施設・事業の類型ごとに国の基準を満たす基準を条例で定めてまいります。	C
41	条例案は保護者にとって不利益ばかりに思えるため、見直しを求める。(計1件)	条例で定める基準は、利用者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員による指導又は保育の提供により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的として定めるものです。	D

42	<p>新制度施行後は、利用者に対する重要事項説明が義務付けられると聞いている。それであれば、利用者の判断をもとに法人が自主的な改善に取り組んでいくというのが当然の流れだと思う。制度や規程で縛るやり方について再考いただきたい。(計1件)</p>	<p>新制度施行後においては、各保育所の開所日等について、運営規程等に明示をし、あらかじめ利用者等に対し、重要事項として説明をして、了解を得ることが必要となってまいります。したがって、各事業者は、利用者のニーズをよく把握し、条例の規定を踏まえながら、適切に開所日を設定することが必要となります。</p>	D
43	<p>上乗せ徴収に関する条文を削除してほしい。(計1件)</p>	<p>上乗せ徴収に関する事項は、従うべき基準であり削除することはできません。 上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p>	D
44	<p>保育所及び幼保連携型認定こども園については、現行制度の認可保育所と同等又はそれ以上の職員配置を検討いただきたい。特に、休憩休息保育士雇用費、年休代替保育士雇用費などは、川崎市が職員雇用に力を入れている証であり、人材不足の解消にも繋がるものである。市独自の取組みとして条例に明記していただきたい。(計7件)</p>	<p>この条例での基準は、最低基準を定めるものであり、最低基準を超えて設備及び運営の努めることは、国が定める基準にも示されております。保育士の配置についても、子育て家庭の保育ニーズを踏まえ、適正な職員配置ができるよう対応してまいりたいと考えております。</p>	D

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に関すること

45	幼保連携型認定こども園の設備基準、職員配置基準について、各市町村において、国の示す基準よりも高い基準作りをお願いします。(計1件)	本市におきましては、設備基準として乳児室の面積基準、運営基準として開園時間をそれぞれ国基準よりも高い基準としております。	B
46	幼保連携型認定こども園について、乳幼児の特性を十分に鑑みた安全基準を作成していただきたい。(計1件)	この条例では、幼保連携認定こども園の設備及び運営に関する最低基準を定めていくものでございまして、基準の確保について運営指導や監査等を通してチェックしてまいります。	C
47	幼保連携型認定こども園の条例について、「明るくて衛生的な環境において…」という記述が物理的な環境についての一般論になっている。例えば「安心感を持ち、自分らしさを発揮できる環境において」「乳幼児期にふさわしい環境において」など、子ども園としての内容や意味ある環境を押さえた記述としてほしい。(計1件)	この条例は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する最低基準を定めるもので、基準の向上に常に努めてまいります。	C
48	幼保連携型認定こども園の条例について、「素養があり、かつ適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により…」という記述だが、保育・教育現場では訓練という文言に違和感がある。例えば「子どもの発達を理解し、愛情深く子どもに接することのできる保育者としての資質を備えた職員の指導により」などの記述としてほしい。(計1件)	御意見のとおり、子どもの発達を理解し、愛情深く接することのできる資質は、職員の要件として必要不可欠なものであると考えております。一方で、児童を指導するものとして、資質だけでなく、その資質をより向上させるための理論及び実践における訓練についても大変重要であることから、この度明文化しているものです。	C
49	幼保連携型認定こども園の基準にある「1日の開園時間は、原則11時間とする。」とは、従前から川崎市の民間保育所の基準として示されている「午前7時から午後6時まで」の認識でよろしいか。公定価格の中にはこの時間帯の費用が含まれているようだが、長時間開所のニーズには地域差がある。安全な保育が行われるよう、早朝、夕方の利用児童数によっては、保育士の配置とそれに見合った補助制度の構築を検討いただきたい。(計7件)	幼保連携型認定こども園の開園時間については、従前からの本市の民間保育所の開所時間である「午前7時から午後6時まで」を参考に、各地域における就労実態等を加味し、各施設において設定ができるようにすることを考えています。また、開所時間の始まりと終わりの保育士配置については、国の公定価格の保育標準時間単価の中で、従前の開所時間延長促進事業補助金に相当する分の経費の積算がなされており、十分な体制確保が行えるものと認識しています。	C

ウ 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること

50	家庭的保育事業については、保育者の質及び配置を確保し、子どもの安全な生活に配慮した基準としていただきたい。(計7件)	児童の安全・安心な保育を確保するため、本条例において、利用児童数に応じた家庭的保育補助者の配置を規定しているところでございます。また、家庭的保育者及び補助者の研修や連携施設等による日常的な運営支援の充実を図ってまいりたいと考えています。	B
51	地域型保育事業の連携施設の確保については、事業者同士で行うのは難しい部分がある。市の責任において必要な調整等を行っていただきたい。(計1件)	連携施設の確保に際しましては、市が調整を行ってまいりたいと考えています。	C
52	居宅訪問型保育事業について、医療的ケアが必要な児童に対しては、看護師資格保有者による対応が必要になると考える。公共性の高い組織(社会福祉法人、医師会、看護協会等)による実施と、川崎市による委託や補助と言った形での介入が必要である。(計1件)	医療的ケアが必要な児童に対する保育の提供は、より一層安全に配慮しなければならないものと考えています。今後、事業を実施していく中で、関係団体、専門家等の意見を踏まえ、安全性の確保について整理してまいります。	C
53	国の示す基準に上乘せすることは、待機児童解消という新制度の目的から外れるのではないか。耐震、有資格者の割合、給食提供について、国基準に従うか、経過措置等の柔軟な対応をし、一園でも多くの小規模保育事業者を認可することを希望する。(計9件)	国で規定する基準につきましては、下回ることでできない「従うべき基準」と市町村の独自性を鑑み別途基準を定めることができる「参酌すべき基準」がございませぬ。有資格者の割合、給食提供はいずれも「従うべき基準」と規定されています。なお、耐震基準につきましては、本条例での規定はありませんが、児童の安全を確保する観点から、建物は新耐震基準を満たすべきものと考えます。	D
54	ビルやマンションの一室での保育については、屋外環境の確保(安心・安全)の確保が必要。川崎市独自の基準の検討などをお願いしたい。(計1件)	小規模な保育施設は、専用の園庭の確保が困難な状況がありますが、園外保育に際しましては、市として留意すべき事項を具体的に示し、児童の安全確保に万全を期すよう指導しているところでございます。	D
55	地域型保育事業の連携施設については、川崎認定保育園など柔軟な受入れ先の検討をすべき。(計1件)	連携施設の設定については、国において、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所に限るとされていますので、川崎認定保育園等の自治体独自の認可外保育施設を連携施設と設定することは困難と考えます。	D

エ 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に関すること

56	<p>保育所の開園日について、他都市では実施していない内容を「都市部に共通の通勤事情などを踏まえる」として定める理由が不明確である。従来は独自に休園日を設定することが認められていたのに、地域性を無視して、事前の協議もなく、新制度に便乗する形で条例を変えるのは道理が違うのではないか。(計1件)</p>	<p>保育所の開所日については、市内の多様な就労実態に配慮し、現行の運用上の日曜、国民の祝日、年末年始を除く日を、原則として定めることとしたものです。したがって、一切の休園日を認めないものではなく、各保育所において、利用者の就労実態をよく把握し、原則の取扱いを前提に開所日を設定することとなります。</p>	D
----	--	---	---

(3) その他の意見等

57	日々の保育について、集団としてそろった活動ができるよう配慮してほしい。(計1件)	保育所における保育内容は、保育所保育指針に基づいてそれぞれの園で決定し、集団としての活動も含めた保育の提供を行っております。	D
58	病児保育施設の拡充を求める。(計2件)	病児・病後児保育につきましては、各区1か所の整備を目指し、事業の拡充に取り組んでまいります。	D
59	宮前区に0歳から受入れの保育所を増やしてほしい。(計1件)	育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請数の増加に対応するため、1歳児からの定員設定の認可保育所の整備を進めてまいりました。今後も、0歳から2歳児を中心とした保育ニーズへの適切な対応や、子育て家庭の多様化する保育ニーズへの柔軟な対応のため、認可保育所と認可外保育施設とのバランスをとりながら整備を進めてまいります。	D
60	日曜日・祝日の保育の場所を増やしてほしい。現在さぎ沼なごみ保育園に何度か申し込んでいるが、1回も利用できていない。19時以降も必要(計1件)	休日保育については、現在、市内6か所で事業を実施しておりますが、新制度の施行に伴い、休日保育の給付化が図られることから、対象施設の拡大や定員増などについて検討してまいります。	D
61	東有馬周辺に支援センターを増やしてほしい。(計2件)	地域子育て支援センター事業につきましては、現在、市内53か所で実施しておりますが、今後につきましても、効率的・効果的な事業の充実に向けて検討を行ってまいります。	D
62	鷺沼周辺に一時保育実施施設を増やしてほしい。(計1件)	一時保育については、利用ニーズが高まってきており、各地域の実態を踏まえながら、実施箇所の拡大について検討してまいります。	D
63	無責任な団体が保育所運営に関わることがないよう、今後も市が責任を持って事業者の選定及び管理を行ってほしい。(計1件)	認可保育所の設置・運営法人の募集・選考や認可等の際に、法人の財務状況を分析するとともに、認可後も継続して指導・監査を実施しています。	D
64	11時間開所について条例に明記されるということは、開所時間延長促進費がなくなるということか。十分な職員体制の確保と、子どもたちが安心して保育を受けられる体制作りをお約束いただきたい。(計1件)	11時間開所のための人件費補助である開所時間延長促進事業補助金については、今回、国の公定価格の改善により、保育標準時間単価の積算の中に組み込まれる予定となっております。したがって、開所時間延長促進事業補助金はなくなる予定ですが、それに相当する職員体制確保のための経費については、引き続き公的助成の対象となります。	E

65	各施設及び利用者から、確実な制度理解が得られるよう、十分な説明機会を設けることを要望する。(計20件)	本市ではこれまで、国の子ども・子育て会議等での検討状況等を踏まえながら、設備・運営等の条例、利用調整基準、利用手続き等、制度の構築を行ってきたところです。 今後についても、検討内容を市民向けの説明会や市ホームページ、リーフレット(現在配布中)、市政だより等を通じて、さらなる制度の周知を図ります。	E
66	未来を担う子どもたちのために予算を使ってほしい。(計2件)	子ども・子育て支援新制度は、子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としていることから、消費税の増収分を効果的に活用して取組を進めてまいります。	E
67	新制度に関する説明会を土日開催するなど、働いている親への配慮をしてほしい。また、資料を配布してほしい。(計14件)	7月に開催の説明会は平日の開催でしたが、9月下旬から10月上旬に開催する「幼稚園・保育所等の利用手続きに関する市民向け説明会」については、土日及び平日夜間の開催も予定しております。また、説明会資料については、各区役所等での配布や市ホームページでも御覧いただけます。	E
68	施設選択の際に参考とするために、制度に習熟したアドバイザーを区役所に設置してほしい。(計1件)	子ども・子育て支援新制度では、利用者に対して施設や事業選択のサポートを実施することとなり、本市においてもその準備を行ってまいります。	E
69	今でさえ脱退園が増えているのに、区保連、全市連は存続できるのか。民営化された園とも情報交換できる場がほしい。(計1件)	区保連、全市連は任意で活動されている団体であり、市が関与するものではありません。また、公営・民営問わず、保護者間の情報交換については任意のものと考えております。	E
70	保育の責任の所在を公的機関に明確に位置づけ、効率化のみを重視しない、子どものための制度にしてほしい。(計1件)	子ども・子育て支援新制度は、子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。	E
71	認定こども園を拡充する方向性に疑問。本当に保育が必要な人の受け皿が減るだけだと感じる。(計3件)	認定こども園は、就学前児童に幼児教育と保育を一体的に提供する施設であり、保育が必要な人の受け皿が減るようなことはないものと考えております。	E
72	市のファミリーサポートが行き届いていないと感じる。保育園で保育できない際のフォロー体制をどのように整えていくのか。(計1件)	多様化する保育ニーズに応えられるよう、延長保育の実施や休日保育の拡大等について今後とも検討してまいります。	E
73	今後も保育士の需要が見込まれるので、潜在保育士の掘り起こしや就職あっ旋等の施策を求める。(計1件)	保育士の確保対策につきましては、喫緊の課題であると考えておりまして、今後につきましても、県、横浜市と連携しながら確保策の充実に取り組んでまいります。	E

74	<p>民営化による営利企業の参入を危惧している。せめて公営と民営の割合を半分にするなど、利用者が選択できるようにしてほしい。また、民営化の場合にも公立の保育士を半分以上残す等の配慮をしてほしい。(計3件)</p>	<p>認可保育所の運営は、保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、保育の質を低下させないことを大前提に民間によるものを基本としており、これに基づき、民間による新設保育所の整備や公立保育所の民営化を進めています。</p> <p>また、民営化の手法のひとつである建替え民営化では、運営法人の応募条件として社会福祉法人、公益財団法人等の非営利目的の法人であることを挙げています。</p> <p>公立保育所を民営化すると、現在の職員は他の公立保育所に異動となり、新たに運営法人の職員に全員かわりますが、法人決定後から、園長予定者を中心に行事内容の把握をしていただくとともに、民営化前の6か月間は、園長予定者以下、主任保育士、各年齢別クラスに1人ずつの保育士を配置し、共同(引継ぎ)保育を行います。</p>	E
75	<p>公立保育園の今後のあり方を検討いただきたい。(計7件)</p>	<p>公立保育園は「第2期川崎市基本計画」で掲げた、「子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき」の実現に向けた大きな一歩となることを目指し、平成24年9月に「新たな公立保育所」のあり方基本方針を策定しました。このあり方の中では、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民人材育成」の3つの機能強化を柱とした取り組みについて、平成25年度の2区でのモデル実施を経て、平成26年度からは全市で展開しているところです。</p>	E
76	<p>今後、保護者が児童の教育、保育の場を考えるときに、子どもの成長や性格、環境等ではなく、保護者にとって都合のよい条件を目当てに施設・事業者を選ぶような状況が増えることを懸念する。(計1件)</p>	<p>保護者の皆様によりよい選択をしていただくよう、本市といたしましても情報提供をまいります。</p>	E
77	<p>幼稚園を選んでいる保護者は、保育所を選んでいる保護者に比べて経済的、時間的な余裕があるわけではなく、園の理念や運営方針、子どもとの相性を最優先に考えている。こういった施設にこそ多くの給付や支援をし、新制度とは異なる形の保育、教育、園外活動などが充実されることで、子どもの学力、体力、精神力の向上に大きく役立つのではないかと。(計1件)</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園につきましては、県から経常費等について補助を行うほか、通園される方の保護者に対して市から就園奨励費補助金を交付して支援を行ってまいります。</p>	E
78	<p>正規雇用の保育士を充実させてほしい。派遣は子どもを育て教育する場にふさわしくない。(計1件)</p>	<p>職員の処遇改善等については、新制度での「質の改善」の観点からも、職員の定着・確保を図るためにも、さらなる検討が必要なことから、本市の公定価格の設定作業の中で、併せて検討してまいります。</p>	E
79	<p>古くからの社会福祉法人は個人の土地などを投げ打って法人格を取得しているが、現在の法人認可には土地の提供義務などはなく、市の補助により無償で土地を借り入れている現状がある。規程や制度を一律に設けていくのであれば、土地に対する賃借料等の新たな規定を設け、本当の意味で同等の制度にしていいただきたい。(計1件)</p>	<p>社会福祉法人の設立認可については、これまで、国の通知に基づき行ってきました。当該通知におきましても、社会的な要請や時代の変遷とともに、規制緩和が図られてきているところですが、その時点において定められた基準に従い実施しております。</p>	E